

げんきアップさー来る (もりもりコース)

- 日時 12/1・8・15・22 (毎週木曜日)
1/5・12・19・26
9:30～10:30 (初心者)
10:45～11:45 (経験者)
- 場所 スポーツピア

げんきアップさー来る (きらきらコース)

- 日時 12/2・9・16 (毎週金曜日)
1/6・13・20・27
13:30～14:30 (初心者)
14:45～15:45 (経験者)
- 場所 スポーツピア

知っ得ゼミナール

- 日時・内容 14:00～15:30
12/9 (金): 飲み込みって大切!
講師 木下務先生
(木下歯科クリニック)
- 12/16 (金): お葬式のマナー
講師 丸山優さん・眞崎麻記子さん
(メモリアル会館和光)
- 場所 多久市役所 4階 大会議室東

第4回 家族介護教室

- 日時 12/10 (土) 13:30～15:00
- 場所 社会福祉会館
- テーマ 飲み込み上手で元気はつらつ!!
～誤嚥予防について～
- 講師 緒方和則先生
(諸隈病院 言語聴覚士)
- 参加費 無料

食の自立支援事業 年末年始のお知らせ

12月30日(金)から1月3日(火)の食の自立支援事業のお弁当はお休みです。
新年は、1月4日(水)から始まります。

在宅福祉事業を利用中のみなさんへ

食の自立支援事業や生活管理指導員派遣事業などの在宅福祉事業を利用されている方は、1年に1回の更新手続きが必要です。

更新手続きは、利用中のみなさんの自宅を調査員が訪問して行いますので、ご協力をお願いします。市役所福祉課での手続きは必要ありません。

- 調査期間 平成23年12月～平成24年3月
- 調査員 在宅介護支援センター天寿荘の職員
在宅介護支援センターいこいの里の職員



確定申告の準備はしていますか?

確定申告の際、対象者となる方は控除の申告ができます。

障害者控除の対象者

障害のある方で対象者となる方は、事前に申請をし、その書類を確定申告の際に添付すると、控除の申告ができます。

対象者 (1) 認知症 (2) 加齢で身体に障害あり (3) 寝たきり

申請先 福祉課 高齢・障害者福祉係

申請に必要なもの

- (1) 認知症：市所定の「申請書」と「主治医意見書」
- (2) 加齢で身体に障害あり：介護保険被保険者証
- (3) 寝たきり：特にありません

※申請には印鑑(認めで可)が必要です。

■問い合わせ 福祉課 高齢・障害者福祉係 ☎75-4823

「おむつ代の医療費控除の証明書」をご存知ですか?

おむつを常に利用し、要件に該当する方は「おむつ代の医療費控除」の対象となります。事前に申請した証明書を確定申告の際に添付すると、控除の申告ができます。

●初めてこの控除を受ける方

医療機関が発行する「おむつ使用証明書」を添付してください。(証明書の料金は、医療機関によって異なります)

●前年に引き続き控除を受ける方

佐賀中部広域連合が「おむつ使用証明書」の代用となる書類を発行します。(料金は無料です)申請をして、確定申告の際に書類を添付してください。なお、条件に該当しない場合は、書類を発行できないこともあります。

書類が必要な方は、必ず事前に佐賀中部広域連合に電話で問い合わせてください。

申請先 佐賀中部広域連合または福祉課

申請に必要なもの

- ・介護保険被保険者証
- ・本人および窓口に来られる方の印鑑
- ・窓口に来られる方を証明するもの(運転免許証など)

■問い合わせ 佐賀中部広域連合 認定審査課 ☎40-1132
多久市 福祉課 高齢・障害者福祉係 ☎75-4823